

大井町子ども・子育て会議条例
(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項の規定に基づき、大井町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて町長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関する学識経験を有する者
- (2) 教育関係者
- (3) 保育関係者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、子育て健康課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(42) 子ども・子育て会議委員

別表に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	会長の職にあるもの	日額	8,400
委員		日額	7,800

附 則(令和5年12月15日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

●子ども・子育て会議の概要

子ども・子育て支援法（平成 27 年施行）により、次の事項を協議するため、全国の市町村に設置が求められています。（法 7 2 条第 1 項）

- ・保育園、幼稚園等の利用定員の設定に関すること。
- ・市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関すること。
- ・市町村の子ども・子育て支援に関する施策の実施状況の審査に関すること。

●子ども・子育て支援事業計画について

・保育園、幼稚園、認定こども園及び子育て支援事業の提供体制の確保、業務の円滑な実施に関して、5 年を 1 期とした計画を定めるよう規定されています。

（法 6 1 条第 1 項）

・現行計画は、令和 7 年度～令和 11 年度の 5 か年について記載した第 3 期の計画になります。

- ・中間見直しは、令和 9 年度を予定しています。